○国土交通省告示第千五十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月九日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道縦貫自動車道函館名寄線	北海道二海郡八雲町東野八三七番三から同道二海郡八雲町立岩三七一番一まで	平成二十一年十月十日十五時

○国土交通省告示第千五十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人ベターリビング

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	和田　祥作
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十一年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	関口　昇、中川　孝一、小林　浩一、川田伊都香、神谷　康庸、猪股　勉、高橋　正治、山崎　正浩

(2)　変更年月日　平成二十一年八月十二日

○国土交通省告示第千五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ハウスプラス住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石塚　隆、清水　信夫、田中　保彦、仲野　陽子、丸山　武幹
変更後	相浦　絵美、姉川　勝明、橘　英利、戸川　広志、浦川真由美、緒方　和子、工藤　雅文、下地　貴晴、山田　徹、吉田　正司、今村　敦、中村　健児、乗富　博之、古谷　孝市、堀切　治

(2)　変更年月日　平成二十一年八月二十四日

○国土交通省告示第千五十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社東日本住宅評価センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	加藤　雅幸、有賀　健、廣瀬　義聡、麻生　誉、並木　重治、水野　沙織、矢野　哲也

(2)　変更年月日　平成二十一年八月四日

○国土交通省告示第千五十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　関西住宅品質保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	丸山　武幹
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十一年七月三十一日

○国土交通省告示第千五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月九日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号　国土交通大臣　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　ビューローベリタスジャパン株式会社